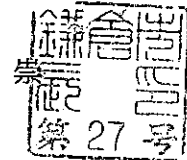


予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条に基づき、次のとおり予防接種を実施しますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条に基づき公告します。

令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

鎌倉市長 松尾



1 予防接種の種類と対象者

(1) 予防接種の種類

高齢者肺炎球菌予防接種

(2) 対象者

本市内に住所を有する者又は東北地方太平洋沖地震に伴う被災者で、次のいずれかに該当する当該予防接種を希望する者

ア 65 歳の者

イ 予防接種法施行規則第 2 条の 4 に定める 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳 1 級程度を有する者

ウ 予防接種法施行規則第 2 条の 5 に定める長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期予防接種対象期間を過ぎた者で、特別な事情がなくなった日から 1 年以内の者

2 予防接種を行う期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までのうち、各医療機関で定める予防接種を行う日時

3 予防接種実施医療機関（主たる場所）

別紙のとおり

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種不相当者（予防接種を受けることが適当でない者）

- ア 明らかな発熱を呈している者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ 当該予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
- エ 被接種者本人の接種希望の意思が確認できない者
- オ その他、医師により予防接種を行うことが不相当な状態にあるという診断を受けた者

(2) 予防接種要注意者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する者
- イ 過去にけいれんの既往のある者
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者
- エ 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する者
- オ 当該ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 その他

高齢者肺炎球菌予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思で接種を希望する者のみ接種を受けられます。